

徳島市子どもの学び推進プロジェクト検討チーム設置要綱

(設置)

第1条 徳島市教育委員会は、徳島市内の小中学校におけるオンライン授業やテレビ・ラジオでの授業配信等の推進について、有識者による検討を行うため、徳島市子どもの学び推進プロジェクト検討チーム（以下「検討チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討チームは、次に掲げる事項について専門的見地から検討し、意見を述べる。

- (1) オンライン授業を推進するために必要な事項
- (2) テレビ・ラジオでの授業配信を推進するために必要な事項
- (3) その他検討チームにおいて必要と認める事項

(組織)

第3条 検討チームは、次に掲げる者のうちから徳島市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 大学関係者
- (3) 徳島市立小学校及び中学校の校長
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、本要綱の施行日から令和3年3月31日までとする。委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(リーダー及びサブリーダー)

第5条 検討チームにリーダー及びサブリーダーを置く。

- 2 リーダーは、委員の互選によって定める。
- 3 サブリーダーは、委員の内からリーダーが指名する。
- 4 リーダーは、検討チームを代表し、検討チームの会議（以下「会議」という。）を総括する。
- 5 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 リーダーは、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 リーダーは、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 会議の運営に関する事務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。